

ずい道ガイドライン新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1 趣旨</p> <p>本ガイドラインは、ずい道等建設工事における粉じん対策に関し、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）に規定された事項及び第 5 次粉じん障害防止総合対策において推進することとしている事項等について、その具体的実施事項を一体的に示すことにより、ずい道等建設工事における粉じん対策のより一層の充実を図ることを目的とする。</p> <p>第3 事業者の実施すべき事項</p> <p>1 略</p> <p>2 粉じん発生源に係る措置</p> <p>(1) 掘削作業</p> <p>イ 発破による掘削作業</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 発破作業</p> <p>発破後は、安全が確認されたのち、<u>粉じん濃度が低減するまで、立ち入らないこと。</u></p> <p>4 換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価</p> <p>イ 粉じん濃度目標レベル</p> <p>粉じん濃度目標レベルは <math>3\text{mg}/\text{m}^3</math> 以下とすること。</p> <p><u>ただし、中小断面のずい道等のうち、<math>3\text{mg}/\text{m}^3</math> を達成することが困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を粉じん濃度目標レベルとすること。</u></p> <p>5 防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用</p> <p>事業者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>本ガイドラインは、ずい道等建設工事における粉じん対策に関し、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）に規定された事項及び粉じん障害防止総合対策において推進することとしている事項等について、その具体的実施事項を一体的に示すことにより、ずい道等建設工事における粉じん対策のより一層の充実を図ることを目的とする。</p> <p>第3 事業者の実施すべき事項</p> <p>1 略</p> <p>2 粉じん発生源に係る措置</p> <p>(1) 掘削作業</p> <p>イ 発破による掘削作業</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 発破作業</p> <p>発破後は、安全が確認されたのち、<u>粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を近寄らせないこと。</u></p> <p>4 換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価</p> <p>イ 粉じん濃度目標レベル</p> <p>粉じん濃度目標レベルは <math>3\text{mg}/\text{m}^3</math> 以下とすること。</p> <p><u>ただし、掘削断面積が小さいため、<math>3\text{mg}/\text{m}^3</math> を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、<math>3\text{mg}/\text{m}^3</math> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。</u></p> <p>5 防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用</p> <p>事業者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合</p>

には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させるとともに、次に掲げる措置を講じること。

なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。

別紙表

測定機器	質量濃度変換係数 (mg/m <sup>3</sup> /cpm)
P-5L、P-5L <sub>2</sub> 、P-5L <sub>3</sub> 、3411	0.04
LD-1L	0.03
P-5H、P-5H <sub>2</sub> 、P-5H <sub>3</sub>	0.004
LD-1H、LD-1H <sub>2</sub> 、LD-3K、3423	0.003

には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させるとともに、次に掲げる措置を講じること。

なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。

別紙表

測定機器	質量濃度変換係数 (mg/m <sup>3</sup> /cpm)
3451	0.6
P-5L、P-5L <sub>2</sub> 、P-5L <sub>3</sub>	0.04
LD-1L、3411	0.02
P-5H、P-5H <sub>2</sub> 、P-5H <sub>3</sub>	0.004
3423	0.003
LD-1H、LD-1H <sub>2</sub> 、LD-3K、LD-3K <sub>2</sub>	0.002